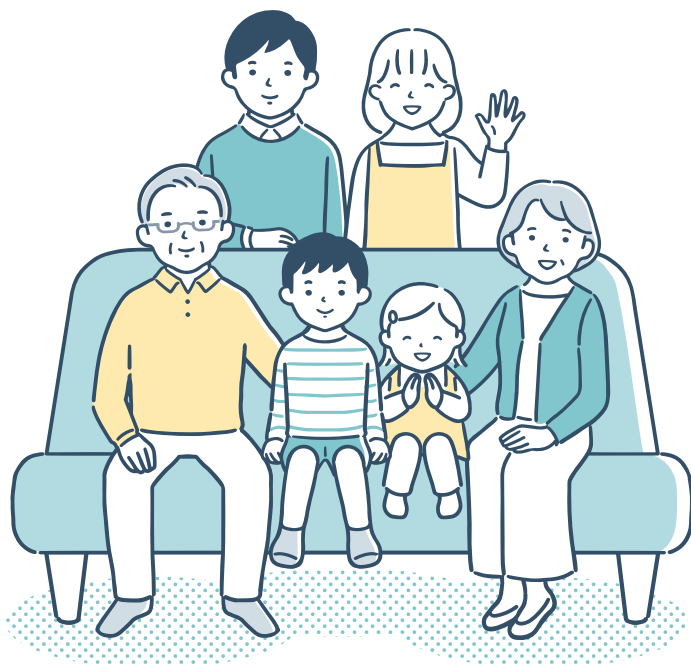


香南市 高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

計画期間 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

概要版

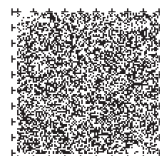


令和6年(2024年)3月



これは音声コード
Uni-Voiceです

計画書全体版は市公式ホームページに掲載しています。
右記の二次元コードから確認できます。





1

計画の策定の趣旨

[計画書 P.1]

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、令和7年(2025年)には、高齢化率は32.5%に達する見込みとなっています。さらに同年には、いわゆる「団塊の世代」の全てが75歳以上となるほか、令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど、人口の高齢化はさらに加速し、高齢化率は34.0%になると見込まれています。

このような状況を踏まえて、本市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで、高齢者を地域で支えるための体制づくりを進めていくとともに、介護保険事業の安定的な運営を図りながら、高齢者の自立支援や重度化防止等のこれまでの取組を一層推進することを目指し、「香南市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2

計画の位置づけ

[計画書 P.2]

本計画は、「香南市振興計画」の中に掲げられている「香南市地域福祉計画」を上位計画と位置づけ、健康で長生きできる環境、地域での支え合いのある安全・安心な環境づくりによって、本市に住んで良かったと思えるまちづくりを目指します。

また、その他、市の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画、国の指針、「高知県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「高知県保健医療計画」との整合性を確保しました。

3

計画の法的根拠

[計画書 P.3]

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

4

計画の期間

[計画書 P.3]

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年とします。

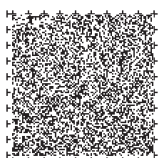
5

日常生活圏域の設定

[計画書 P.68]

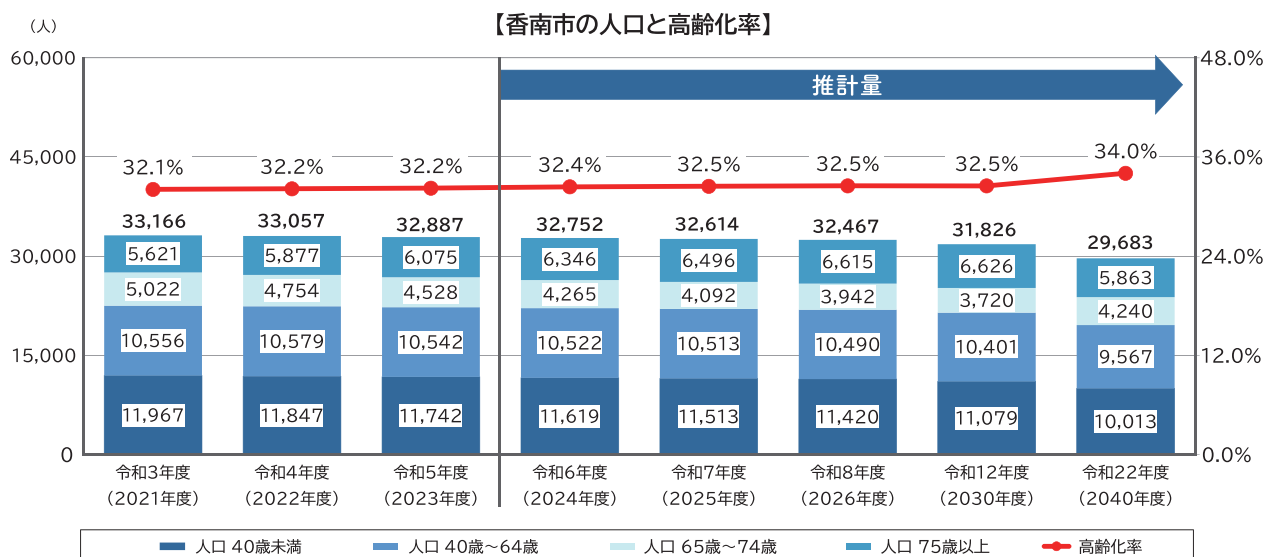
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっています。

本市では、人口、住民生活における買い物、介護サービス、医療サービスといった各機能が、野市地区に集中していることから、市全域を1つの日常生活圏域として各施策を展開します。

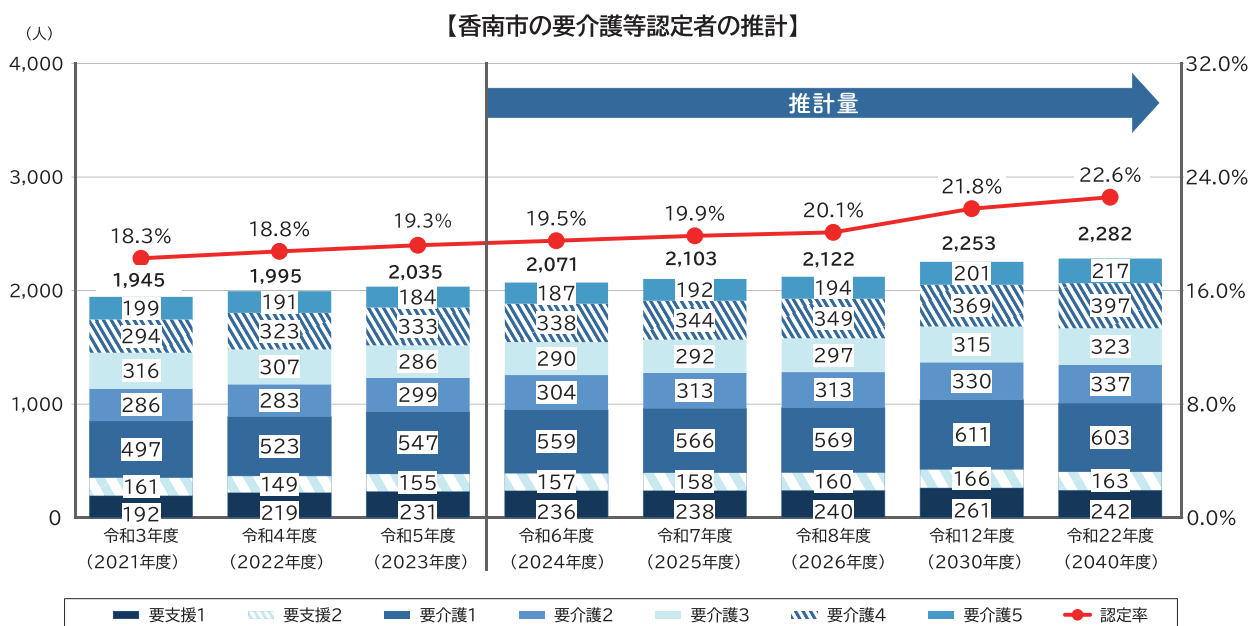


本市の総人口は、減少傾向にある一方、75歳以上の後期高齢者人口は本計画期間においても増加する見込みとなっています。

また、第9期計画期間中の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、32.4%～32.5%で推移することが予測されています。



高齢者人口は減少傾向になる一方、要支援・要介護認定者は増加することが見込まれます。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度(2040年度)には、認定率22.6% となることが予測されています。



本市では、第8期計画において、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年（2025年）だけではなく、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢になっても、住み慣れた地域において、健康で生きがいをもって安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるとともに、市民同士がお互いの理解と協力のうえで、支え合いながら生活できる長寿社会を実現することを目指し、「安全で安心して暮らせるように、地域のなかに助け合い支え合いがある、心豊かなまちづくり」を基本理念に掲げ各施策に取り組んできました。

本計画でもこの理念を継承し、第8期計画で進めてきた取組をさらに充実させるとともに、地域の実情に合わせた「香南市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて計画を推進していきます。

基本理念

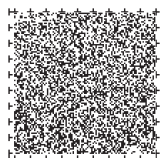
安全で安心して暮らせるように、地域のなかに
助け合い支え合いがある、心豊かなまちづくり



基本理念を実現することで、本市に住む高齢者の多くが「主観的幸福感の高い状態を維持できる」ことを目指します。今後、高齢化が進展しても主観的幸福感が低下することがないよう、各基本目標に掲げた取組を推進し、その成果を、「主観的幸福感の高い高齢者の割合（最終アウトカム：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目より）」の指標で評価します。

最終アウトカム指標

	現状（令和4年度調査）	目標（第9期評価時）
主観的幸福感の高い高齢者の割合 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	35.5% 	上昇



基本目標

施策の方向性

多様な社会参加・
生きがいづくりの促進

生きがい就業への支援

社会参加への支援

介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える
地域づくりの推進

重点

フレイル予防・介護予防の推進

支え合いの仕組みづくり

高齢者の安心・安全な暮らしと
共生社会の推進

地域包括支援センター運営の充実

重点

認知症施策の推進

高齢者の権利擁護の推進

在宅生活への支援

高齢者の住まいに関する支援

介護保険サービスの質の向上・適正化

介護保険サービスの基盤整備

介護保険サービスの質的向上

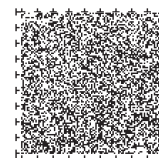
介護保険事業の適正化の推進

介護人材の確保・定着・育成

災害対策・感染症対策の推進

第9期介護保険事業計画の基本指針では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が示されています。本市の現状と課題を踏まえ、本計画より、計画期間〔令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）〕の3年間において、特に注力して推進する施策を「重点施策」に設定することとしました。

第9期計画においては、「**認知症施策の推進**」と「**フレイル予防・介護予防の推進**」を重点的に取り組む施策に設定します。なお、この2つの施策は単独での推進を図るものではなく、各種事業を連携し一体的に取り組むことや、自助・共助の取組も含め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた地域づくりをより一層進めるとともに、本市の目指す姿である「主観的幸福度の高い状態を維持できる」の実現を目指しています。



基本目標1

多様な社会参加・生きがいづくりの促進

[計画書 P.71～P.73]

高齢者の「居場所」と「出番」がある、いきいきとした生活を送ることのできる環境づくりを目指します。

高齢者がコミュニティ活動やボランティア活動、趣味、生涯学習等を通じ地域社会に参加できるよう支援し、新たな生きがいや居場所、仲間づくりができる環境を整備します。

また、自らの経験や知識を生かし、社会貢献に関心のある高齢者を地域社会に結びつける仕組みづくりに向け、香南市社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係機関と連携し取り組みます。

主な施策

生きがい就業への支援

シルバー人材センター助成事業

社会参加への支援

高齢者クラブの育成／敬老事業

基本目標2

介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える地域づくりの推進

[計画書 P.74～P.84]

一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、互いに支えながら健康づくりの輪を広げることができる地域づくりを目指します。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進し、高齢者自らが身近な地域で主体的に健康増進や介護予防・フレイル予防に取り組むことができるよう、各種活動への支援と参加促進に向けて取り組みます。

また、高齢者が能力に応じて自立した生活ができるよう、幅広い専門職との連携を図り、社会活動の拡大に向けて取り組みます。

主な施策

重点

フレイル予防・介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

楽習広場事業

お達者教室事業

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防普及啓発事業

支え合いの仕組みづくり

運動啓発事業・自主運動グループ支援事業

いきいきクラブ事業

介護予防ボランティアポイント事業

基本目標3

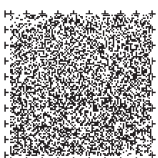
高齢者の安心・安全な暮らしと共生社会の推進

[計画書 P.85～P.102]

全ての高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く生活ができるよう、各種サービスの充実と地域内の多様な主体が連携した共生社会づくりを目指します。

高齢者が生涯を通して安心して暮らすことができるよう、介護予防や介護サービスの充実に向けて医療や介護に携わる多職種との連携の構築を図ります。

また、公的サービスでは支えきれない生活課題への支援に向けて、地域のニーズを把握し、高齢者クラブ・NPOやボランティア団体等が行う各種事業や地域にある社会資源とのマッチング、生活支援の担い手の養成や新たなサービスの創設に向けた働きかけを行い、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。



地域包括支援センター運営の充実	地域包括支援センターの機能強化
	地域ケア会議推進事業
	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業
重点 認知症施策の推進	認知症初期集中支援事業
	認知症高齢者見守り事業
	当事者とその家族への一体的支援
高齢者の権利擁護の推進	高齢者虐待の防止
	権利擁護の推進
在宅生活への支援	緊急通報体制等整備事業
	医療機関送迎サービス事業
	軽度生活援助事業
	介護用品の支給事業
	在宅介護手当事業
	日常生活用具給付事業
	可燃ごみ戸別収集事業
高齢者の住まいに関する支援	老人措置事業
	老人福祉施設等事業
	住宅改造への支援

基本目標4

介護保険サービスの質の向上・適正化

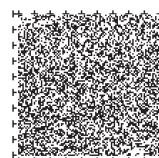
[計画書 P.103～P.115]

質の高い介護保険サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。

市民が安心してサービスを利用できる持続可能な介護保険制度の構築のため、地域課題や中長期的な人口構造を見据えた各種サービスの基盤整備を行うとともに、近年課題となっている介護人材確保に向けて、国・県と連携を図りながら取り組みます。

また、今後も引き続き安定したサービス提供ができるよう介護給付適正化事業に取り組みます。

主な 施策	介護保険サービスの基盤整備	介護保険サービスの提供体制促進		
	介護保険サービスの質的向上	介護サービス事業者への支援		
		包括的・継続的ケアマネジメント事業		
	介護保険事業の 適正化の推進	要介護認定の 適正化	要介護（要支援）認定の適切な実施	
			一次判定から二次判定の軽重度変更率 の地域格差・保険者間の合議体格差の分析	
		ケアプランの点検	書面点検・ヒアリング	
			住宅改修の点検	
			福祉用具購入・貸与調査	
		医療情報・縦覧点検との突合		
介護人材の確保・定着・育成	担い手研修の実施			
災害対策・感染症対策の推進				



- ・第1号被保険者の負担割合は据え置きの23%
- ・令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)の基準額(第5段階)は、月額5,740円／年額68,880円

※所得段階については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、第8期計画の標準9段階(香南市では10段階)から13段階へ見直しが行われました。

第9期の第1号被保険者の所得段階別介護保険料一覧

	対象者			保険料率	保険料
	住民税課税状況		所得等		
第1段階	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいない	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者	0.455 (0.285)※	31,340円 (19,630円)
第2段階			課税年金収入と合計所得金額の 80万円以下	0.685 (0.485)※	47,180円 (33,400円)
第3段階			120万円以下	0.690 (0.685)※	47,520円 (47,180円)
第4段階		世帯員に市民税課税者がいる	120万円超え	0.900	61,990円
第5段階			80万円以下	1.000	68,880円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額	80万円超え	1.200	82,650円
第7段階			120万円未満	1.300	89,540円
第8段階			120万円以上	1.500	103,320円
第9段階			210万円以上	1.700	117,090円
第10段階			320万円以上	1.900	130,870円
第11段階			420万円以上	2.100	144,640円
第12段階			520万円以上	2.300	158,420円
第13段階			620万円以上	2.400	165,310円
			720万円以上		

※マークは軽減後の乗率です。第1段階から第3段階については、公費により保険料負担を軽減しています。

発行：香南市役所 高齢者介護課

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706 番地

TEL:0887-57-8510

FAX:0887-56-0576

発行年月：令和6年(2024年)3月

